**一般社団法人草津に麗しい文化芸術を育む会定款**

1. **総則**

（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人草津に麗しい文化芸術を育む会と称する。以下、本定款において「本会」という。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

**第２章　目的及び事業**

（目的）

第３条　本会は、草津市を中心とした地域で、音楽、美術、文芸、映像、民俗、伝統文化などに関する調査、研究及びこれらの発信事業を行い、地域の文化芸術の振興及び活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

　（１）品格ある上質な文化・芸術の振興を図る事業

　（２）映像を通じて地域の魅力を広く発信する事業

　（３）音楽、美術の普及、将来性のある芸術家の発掘及び育成に関する事業

　（４）地域の歴史、民俗文化を研究及び紹介する事業

　（５）快適で美しい環境と景観の保全に資する事業

　（６）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

**第３章　社員**

（本会の構成員）

第５条　本会は、本会の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本会の社員となった者をもって構成する。

（社員の資格の取得）

第６条　本会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込み、理事長の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第７条　社員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時に入会金を、その後は毎年の会費を支払わなければならない。

２　前項の入会金及び会費の額並びにそれらの支払方法その他必要な事項は、社員総会で定める。

３　入会金及び会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

（定款等遵守義務）

第８条　社員は、この定款並びに本会の規則及び決議事項を遵守しなければならない。

（協力会員）

第９条　本会は、本会の事業に賛助するための協力会員制度を設ける。

２　協力会員の資格、賛助会費その他協力会員に関することは、理事会が社員総会に諮って定める。

（任意退会）

第１０条　社員は理事長に退会届を提出することにより、任意にいつでも本会を退会することができる。

（戒告又は除名）

第１１条　社員が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員に戒告を与え、又は除名することができる。

　（１）第８条の規定に違反したとき

　（２）本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

　（３）その他戒告を与え、又は除名すべき正当な事由があるとき

（社員資格の喪失）

第１２条　前２条の場合（前条の場合は除名する場合に限る。）のほか、社員が次に掲げるいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

　（１）第７条に定める義務を６か月以上履行しなかったとき

　（２）総社員が同意したとき

　（３）死亡若しくは解散したとき

**第４章　社員総会**

（構成）

第１３条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第１４条　社員総会は、次に掲げる事項について決議する。

　（１）入会金及び会費の額並びにそれらの支払い方法その他必要な事項

　（２）社員の戒告又は除名

　（３）理事及び監事の選任又は解任

　（４）理事及び監事の報酬等の額

　（５）事業計画書及び収支予算書の承認

　 (６) 事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書の承認

　（７）定款の変更

　（８）解散及び残余財産の処分

　（９）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１５条　社員総会は、定時社員総会として毎年４月１日から３か月以内に１回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第１６条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（招集の方法）

第１７条　社員総会を招集するときは、理事長は、社員総会の日時、場所及び目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的方法（電磁的方法は社員の承諾を得た場合に限る。）により、社員総会の日の１週間前までに社員に対して通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるとするときは、社員総会の日の２週間前までにその通知を発しなければならない。

（議長）

第１８条　社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決権）

第１９条　社員総会における議決権は、１社員につき１個とする。

（決議）

第２０条　社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上の多数をもって行う。

　（１）社員の戒告又は除名

　（２）監事の解任

　（３）定款の変更

　（４）解散

　（５）その他法令で定められた事項

（議事録）

第２１条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事の中から議長が指名した議事録署名人２名は、前項の議事録に署名する。

**第５章　役員**

（役員の設置）

第２２条　本会に、次に掲げる役員を置く。

　（１）理事　３名以上１０名以内

　（２）監事　１名以上２名以内

２　理事のうち１名を理事長とし、１名を副理事長とする。

３　理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とする。

（役員の選任）

第２３条　理事及び監事は、社員の中から社員総会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

３　副理事長は、理事長が理事会の同意を得て、理事長が指名する。

４　監事は、本会の理事及び使用人を兼ねることができない。

５　理事及びその配偶者又は３親等以内の親族等の合計数が、総理事数の３分の１を超えてはならない。監事についてもまた同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐する。

（監事の職務及び権限）

第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２６条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事又は監事は、第２２条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでの間、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２７条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第２８条　理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

**第６章　理事会**

（構成）

第２９条　本会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３０条　理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

　（１）社員総会の日時、場所及び目的である事項の決定

　（２）業務執行の決定

　（３）理事の職務の執行の監督

　（４）代表理事の選定及び解職

（招集）

第３１条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。

３　理事長及び副理事長ともに欠けたとき又は事故あるときは、年長の理事が理事会を招集する。

（招集の方法）

第３２条　理事会を招集するときは、理事長は、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的方法により、理事会の日の前日までに通知しなければならない。

（議長）

第３３条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決権）

第３４条　理事会における議決権は、理事１名につき１個とする。

（決議）

第３５条　理事会の決議は、決議についての特別の利害関係有する理事を除く理事（以下「議決に加わることのできる理事」という。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（議事録）

第３６条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長並びに出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

**第７章　資産及び会計**

（事業年度）

第３７条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第３８条　本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の１０日前までに理事長が作成して理事会の決議を経たのち、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合もまた同様とする。

（事業報告及び決算）

第３９条　本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後に、理事長が次に掲げる書類を作成して監事の監査を受けた上で理事会の承認を経たのち、定時社員総会に提出してその承認を得なければならない。

　（１）事業報告

　（２）貸借対照表

　（３）損益計算書

　（４）２号及び３号の付属明細書

　（５）財産目録

２　前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の各号に掲げる書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

　（１）監査報告

　（２）理事及び監事の名簿

（剰余金）

第４０条　本会は、剰余金の分配を行うことができない。

**第８章　定款の変更及び解散**

（定款の変更）

第４１条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第４２条　本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４３条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第９章　事務局**

（事務局）

第４４条　本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局は、副理事長が統括する。

３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

**第１０章　公告**

（公告の方法）

第４５条　本会の公告は、電子公告の方法により行う。

**第１１章　補則**

（その他の必要事項）

第４６条　この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

**第１２章　附則**

（最初の事業年度）

第４７条　本会の最初の事業年度は、本会設立の日から平成３０年３月３１日までとする。

（設立時の役員）

第４８条　本会の設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事　本間道明　　麻植美弥子　　井戸洋

設立時代表理事　麻植美弥子

（設立時社員の氏名及び住所）

第４９条　設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

　住所　滋賀県草津市南笠東三丁目14番14号

　設立時社員　麻植美弥子

　住所　京都府京都市伏見区深草大亀谷内膳町10番地1　2番館302号室

設立時社員　井戸　　洋

（法令の準拠）

第５０条　この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人草津に麗しい文化芸術を育む会を設立するため、この定款を作成して、設立時社員が次に記名押印する。

平成２９年５月１８日

設立時社員　　麻植美弥子　　　印

　　同　　　　井戸　　洋　　　印